

平成30年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月15日(採決)

平成30年 第2回 定例会 会議録

日時 平成30年6月15日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	久 芳 良 行
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、6月11日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

会議録作成にあたり一部聞き取れない言葉などがあります。発言に際しては常に録音されていることを認識し、最大限マイクに近づき、ゆっくりかつ明瞭に発言するように、再度お願いいたします。

なお、発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正及び取り消しを一部行っております。ご協力ありがとうございました。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程案のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第39号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」〔平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について〕を議題といたします。

本案は、予算特別委員会の付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第39号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」

〔平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,199万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億3,387万円とするものでございます。

予算の内容は、平成29年度国民健康保険特別会計予算に歳入不足が生じたことに伴い、平成30年度の歳入を繰り上げて措置するため、前年度繰上剰余金1億4,199万9,000円を追加補正するものでございます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第39号は委員長の報告のとおり、承認されました。

日程第2、議案第40号「篠栗町健康づくり推進協議会条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第40号「篠栗町健康づくり推進協議会条例の制定について」

本議案は、本町における健康づくりに関する施策を、総合的かつ効果的に推進するため、学識経験者や住民等からの幅広い意見を聴取し、施策に反映させることを目的とした「篠栗町健康づくり推進協議会」を設置するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

委員会の構成メンバーは、関係行政機関の職員、保健医療関係団体の代表者、教育関係団体の代表者など15人以内で組織されるものです。

なお、この条例は平成30年7月1日より施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第40号は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第3、議案第41号「篠栗町放課後児童健全育成事業の設置設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第41号「篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の資格について基準を緩和するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、放課後児童支援の資格に「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」及び「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの」を追加するものです。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第41号は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第4、議案第42号「工事請負契約の締結について」〔津波黒地区法面補強工事〕を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第42号「工事請負契約の締結について」

本議案は、津波黒地区法面補強工事について請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5項の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

本契約は指名競争入札により、取引に係る消費税等を含む契約金額8億3,592万円で、福岡市博多区博多駅前4丁目1番1号 株式会社 不動テトラ九州支店 常務執行役員支店長 濱野 尚則 と契約を締結するものであります。

工事概要は、津波黒地区の法面補強工事で、契約期間は、平成31年6月28日までであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第４２号は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第５、議案第４３号「福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第４３号「福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について」

本議案は、平成３０年１０月１日に那珂川町が那珂川市になることに伴い、福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、当該組合規約を変更することについて、地方自治法第２９０条の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第４３号は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第６、議案第４４号「福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部を変更する協議について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第44号「福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について」

本議案は、平成30年10月1日に那珂川町が那珂川市になることに伴い、当該協議会の規約の一部変更に関し、関係市町と協議することについて、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求められたものであります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第44号は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第7、議案第45号「福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部を変更する協議について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第45号「福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について」

本議案は、平成30年10月1日に那珂川町が那珂川市になることに伴い、当該組合の規約の一部変更に関し、関係市町と協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第４５号は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第８、議案第４６号「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する協議について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第４６号「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」

本議案は、平成３０年１０月１日に那珂川町が那珂川市になることに伴い、当該広域連合規約の一部変更に関し、関係市町村と協議することについて、地方自治法第２９１条の１１の規定により、議会の議決を求められたものであります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第46号は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第9、議案第47号「福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することの一部変更に関する協議について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第47号「福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することの一部変更に関する協議について」

本議案は、平成30年10月1日に那珂川町が那珂川市になることに伴い、福岡都市圏の他の市町と協議することについて、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第47号は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第10、議案第48号「福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部を変更する協議について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第48号「福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部変更に関する協議について」

本議案は、平成30年10月1日に那珂川町が那珂川市になることに伴い、福岡都市圏の他の市町と協議することについて、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第48号は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第11、議案第49号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の変更について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第49号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の変更について」

本議案は、平成30年10月1日に那珂川町が那珂川市になることに伴い、当該組合同規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

す。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第49号は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第12、議案第50号「平成30年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第50号「平成30年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,020万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ98億9,339万7,000円とするものです。

歳出につきましては、議会費8万9,000円増、総務費3,316万2,000円増、民生費110万8,000円の増、衛生費1億2,155万1,000円減、農林水産業費126万円減、商工費10万3,000円減、土木費197万9,000円減、消防費37万4,000円増、教育費1,487万7,000円増、諸支出金1,492万2,000円減。

歳入につきましては、地方交付税8,449万6,000円の減、諸収入570万9,000円減。

債務負担行為補正につきましては、粕屋南部消防組合分担金（平成29年度同意債元利償還金）について、期間を平成30年度から平成34年度までとし、限度額を6,380万円の債務負担行為を行うものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり

可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） 今長谷委員長。

支出金のところの読み間違いが出ています。

それ訂正しときますから、1,492万2,000円減が9,000円減と、こちらで変えますから。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第50号は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第13、議案第51号「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第51号「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

本議案は、平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計予算から歳入歳出それぞれ1,086万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,300万6,000円とするものです。

予算の内容は、全て人事異動に伴う人件費の補正です。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第51号は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第14、議案第52号「平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第52号「平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

本議案は、平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から歳入歳出それぞれ405万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,603万6,000円とするものです。

予算の内容は、人事異動に伴う人件費の補正です。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第52号は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第15、議案第53号「平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第53号「平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」

本議案は、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額、収益的支出1億46万7,000円を追加し、収益的支出の予定額を8億8,373万7,000円とするものであります。

また、収益的収入に1億265万5,000円を追加し、収益的収入の予定額を9億3,339万円とするものです。

なお、収益的支出額に対し4,965万3,000円の黒字予算とするものであります。

内容は、支出において人件費の減額及び減価償却費・資産減耗費・特別損失の追加、収入においては長期前受金戻入益の追加補正です。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第53号は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第16、議案第54号「平成30年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第54号「平成30年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」

本議案は、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から収益的支出116万3,000円を減額し、収益的支出の予定額を5億8,015万3,000円とするものであります。

なお、不足する財源につきましては、繰越利益剰余金などを補填するものであります。

内容は、支出において人件費の減額及び特別損失の追加補正です。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第54号は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第17、選挙案第1号「福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について」を議題といたします。

選挙案第1号を事務局長に朗読させます。

佐伯事務局長。

○事務局長（佐伯 和久） 選挙案第1号「福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

について」

地方自治法第118条並びに広域連合規約第8条の規定により、広域連合の議会議員1名の選挙を求める。

平成30年6月7日提出、篠栗町議会議長 阿部 寛治

(提案理由)

現議員 三浦 氏の辞職に伴い、広域連合規約第8条の規定により、新たに議員の選任が必要となったため。

○議長(阿部 寛治) お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

従いまして、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

なお、指名推選については、申し合わせにより、議長が指名いたします。

福岡県介護保険広域連合議会議員に私、阿部 寛治 を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、私、阿部 寛治 を福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

従いまして、私、阿部 寛治 が福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人と決定いたしました。

それでは、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま当選いたしました篠栗町選出の福岡県介護保険広域連合議会議員の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

(住所) 糟屋郡篠栗町大字尾仲701番地の1、(氏名) 阿部 寛治、(生年月日) 昭和22年12月13日、以上でございます。

日程第18、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から会議規則第75条の規定により、お手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました委員会の閉会中の調査結果について質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 平成30年第2回定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

専決処分の承認を求めることについて1件、篠栗町健康づくり推進協議会条例の制定についてなど条例案2件、工事請負契約の締結について1件、本年10月1日に那珂川町が那珂川市になることに伴う関係組合等の規約の一部変更や一部変更に関する協議等7件、平成30年度補正予算5件の上程いたしました16議案すべてにつきまして、可決いただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

6月11日の一般質問において、篠栗町が持つ様々な課題について議論をいたしました。その中で、町が持続的に発展する基礎・まちづくりのベースとなるのは人口であろう、わけても働き手人口の増加がカギではないかとの意見をいただきました。そうしたことを考えれば、更なる住宅開発に向けた柔軟な支援こそ、我が町に

求められているし、今後具体的な策を講じるべきとのご意見でございました。

私もまさにその通りと答弁いたしました。自治体としてダイレクトに住宅開発をするという手法はとれないことから、平成27年度改正マスタープランに基づく、都市計画区域内の見直しや市街化区域内の建築物用途制限等の変更、市街化調整区域における開発の積極的支援等々、諸々の施策を展開していくための具体的な取り組みと予算化を早急に着手する旨の発言をいたしました。その中で、国土交通省が目指す「～いつまでも暮らしやすい町へ～」を謳う「みんなで進めるコンパクトなまちづくり」即ち「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の構築を具体化することが、遠回りのようで案外近道ではないかとの提案もいたしました。改正都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」、篠栗町はその地形から見てかなりコンパクトな市街地になっていると言えるわけですが、それをしっかりと明文化し、計画を作成することで、国が用意している都市再生特別措置法に関する支援措置を受けることが可能になるとの判断でございます。こうした内容についても、第3回定例会にはご提案できるよう準備を進めてまいります。

今定例会の一般質問でのやりとりを振り返ってみた中で、平成27年12月に策定いたしました「篠栗町人口ビジョン」について、これまで多少説明不足であったかなと反省もいたしたところでございます。ビジョンの中で詳細に記載しておりますが、2060年の篠栗町人口目標を2万9,000人とするにあたって、「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」施策の実践に反映した際の2025年目標ピーク人口3万2,282人、その後の人口推計における2040年人口3万1,631人が1番のキーポイントとなる推計指標でございます。

それに向かうための現状分析と課題整理をしているわけですが、各種調査から見えてくることは、篠栗町を居住先として選んだ人の理由は、「交通機関の利便性がよいから」「自然環境が豊かだから」がそれぞれ30.7%（これは複数回答のお答えでございます）となっております。また、「移住・定住の促進を図るうえで効果的だと思う取り組みは」との問いに対して「子育て支援の充実」「雇用の創出・確保」と更なる子育て支援の充実を求める人が多くなっております。転出先アンケート調査を見ますと、平成27年度上半期（4月から9月）に他市町に住宅購入を理由で転出した家族が14世帯ございました。

また、転出は全体の97.3%が、「篠栗は住みやすかった」との回答でした。こうした点を踏まえますと、篠栗町を選んでもらうための施策の具体的な実行とともに、町外の人に篠栗町の住みやすさをPRすることが効果的であると思っております。

ます。

今後も議会の皆様と一緒に篠栗町の人口ビジョン達成のため施策を考え、実践してまいりたいと考えますのでよろしくお願いいたします。

さて、本定例会期間中の6月12日、米朝首脳会談が開催されました。共同宣言の内容やその後の日本を含めた各国の首脳発言を見てみますと、評価は様々でございます。そうした中で、我が国が北朝鮮との課題を解決するためには、他国に頼ることなく、我が国自らが歩を進めなければならないと強く思いました。今後の動向を注視してまいりたいと思います。

また、13日の参議院本会議で、成人年齢を18歳に引き下げる改正民法が可決成立したことは、すでに引き下げられた選挙権年齢と合わせて、若者の積極的な社会参加を促す狙いがあるものでございます。我が町におきましても、今回の改正民法成立を前向きにとらえ、若者の社会参加を後押しする取り組みを推進したいと考えます。今後、議会の皆様と議論を深めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

このように、最近の世の中の動きをみるだけでも大きな変化が起きそうな、起こりそうな様相を呈しております。今後とも広い視野を持って諸課題解決に努力してまいることをお約束いたします。議会におかれましても、自治の両輪として引き続きご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。平成30年第2回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これをもって、平成30年第2回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時52分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

大楠 英志

篠栗町議会議員

松田 國守
